

札幌市エイズ対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市における後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)の感染の予防及びまん延の防止を総合的かつ効果的に推進するため、札幌市エイズ対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) エイズに関する正しい知識の普及・啓発に関すること。
- (2) エイズの相談、指導及び検査体制に関すること。
- (3) エイズの医療対策に関すること。
- (4) その他のエイズ対策の推進に必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 商工関係団体
- (5) 報道機関
- (6) 地域・市民団体
- (7) 関係行政機関

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により選出する。

2 協議会に副会長を2名を置き、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集する。

2 会長が必要と認めるときは、協議会に諮って、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課に置く。

2 事務局長は、保健所長をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成5年6月24日から施行する。

2 この要綱の施行日以降最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成7年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成9年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。